

## 新潟市国民健康保険短期被保険者証・被保険者資格証明書交付等に関する実施要領

この実施要領は、新潟市国民健康保険短期被保険者証・被保険者資格証明書交付等事務取扱要綱（以下「要綱」という。）を適切に運用するため、必要事項を定めるものとする。

### 1 短期証の交付対象について（要綱第2条）

要綱第2条第2号に規定する「少額の保険料しか納付していない」とは、現年度の調定額に対し納付額が2分の1未満で、かつ現年分も含む滞納している年度の調定額の合計に対し、その年度の納付額の合計が2分の1未満の場合をいう。

### 2 短期証の交付方法について（要綱第4条）

短期証は原則、住所地の区役所窓口で交付する。ただし、納付相談・指導において取り決めた納付方法の忠実な履行が認められる世帯のほか、短期証交付の概ね2カ月前に納付相談を行った世帯には郵送で交付することができるものとする。

なお、前段の「忠実な履行」とは、納付方法の概ね3分の2以上を履行している場合をいう。

### 3 短期証交付の解除について（要綱第5条）

要綱第5条第1項第2号の「相当程度に滞納額が減少した」とは、滞納がある年度の調定額の合計に対し、その納付額の合計が2分の1以上になった場合をいう。

なお、時効や滞納処分など納付相談・指導において取り決めた納付方法の履行によらず、前段の条件を満たした場合も、短期証を解除するものとする。

短期証の解除が認められた場合、その翌月に一般証を交付する。ただし、世帯主の求めがあれば、その前においても交付することができる。

### 4 資格証の交付対象について（要綱第6条）

要綱第6条第1条に定める「直近1年間」とは、資格証を交付する時点（通常は毎年8月または2月）を基準とする。

要綱第6条第2項に定める「直近1年間に納期到来分の保険料の納付があった場合

でも、前項各号のいずれかに該当するとき」とは、過去に被保険者証の返還を求められた世帯主がその後の納付相談に応じない、または取り決めた納付方法の概ね3分の2以下の履行にとどまるときとする。

#### 5 資格証交付の解除について（要綱第9条）

要綱第9条第1項第1号および第2号について、資格証交付世帯主のうち、保険料を完納した、もしくは滞納がある年度の調定額の合計に対し、その納付額の合計が2分の1以上になった世帯主には、資格証を解除し、一般証を交付する。

ただし、時効や滞納処分など納付相談・指導において取り決めた納付方法の履行によらず、納付額の合計が2分の1以上になった世帯主は資格証を解除しないものとする。

また、同条第1項第3号の「自主的に納付する意思があると認められる」とは、世帯主が原則半年以内での滞納解消に向けた保険料の納付方法を約束し、かつ滞納期別のうち1期別以上に相当する保険料を納付した場合とする。当該世帯主には資格証を解除し、短期証を交付する。

なお、資格証の解除による一般証および短期証は、その解除が認められた翌月に交付する。ただし、世帯主の求めがあれば、その前においても交付することができる。

#### 6 短期証および資格証の再交付について

紛失等により、短期証および資格証の再交付を求める世帯主は、別記様式第1号「短期被保険者証・被保険者資格証明書交付申請書」を区役所または出張所に提出するものとする。

#### 7 医療費の一時払いが困難な世帯について（要綱第9条）

要綱第9条第1項第4号について、資格証の交付を受けた被保険者が、緊急に医療を受ける必要が生じ、かつ医療費の一時払いができない旨の申し出を行ったときは、その内容を審査した上で、当該被保険者の属する世帯に対し短期証を交付するものとする。

当該申し出は原則、世帯主が行うこととする。ただし、疾病等により世帯主が行えないときは、第三者に委任することができる。申し出を行う際は、別記様式第2号「医療費の一時払いが困難である旨の申出書」に加え、必要に応じて状況を明らかにする書類を区役所へ提出するものとする。

当該申し出により短期証を交付した世帯主に対しては必ず財産調査を行うこととし、

差押可能な財産と判明でき次第、滞納処分を行うものとする。

短期証の有効期限が過ぎてもなお、医療費の一時払いが困難な状況が続くときは、当該世帯主は改めて申し出を行うものとする。再度の申し出がないとき、または審査や財産調査により申し出が認められないときは、当該世帯に対し資格証を交付するものとする。

#### 8 適用除外「特別の事情」について（要綱第13条）

要綱第13条に定める「特別の事情」とは、要綱第14条に定める弁明の機会が付与された日から6カ月以内に発生した事由により、一時的に保険料の納付が困難であると認められる事情とし、その判断基準については別表1に定める。

なお、特別の事情の認定期間は、認定後1年を超えないものとする。

また、特別の事情の認定には、別記様式第3号「弁明書」に次の資料を添付して、区役所へ届け出なければならない。

- (1) 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと  
り災証明書や盗難証明書などの写し、直近3カ月間の収入がわかる書類
- (2) 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと  
医師の診断書などの写し、直近3カ月間の収入がわかる書類
- (3) 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと  
廃業届の写し・雇用保険受給資格者証など、直近3カ月間の収入がわかる書類
- (4) 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと  
確定申告書や不渡手形の写しなど著しい損害を受けたことを証明できる書類、直近3カ月間の収入がわかる書類
- (5) 前各号に類する事由があったこと  
前号に準じた証明書類、直近3カ月間の収入がわかる書類

#### 9 原爆一般疾病医療費の支給等を受ける者について（要綱第13条第2項）

世帯の中に要綱第13条第2項第1号に該当する被保険者がいる世帯主は、別記様式第4号「原爆一般疾病医療費の支給等に関する申出書」を区役所へ提出しなければならない。

別表1 「特別の事情」の判断基準

	事由	判断基準
1	世帯主がその財産につき災害を受け、または盗難にかかったこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産とは、当該世帯が日常生活を維持する上で必要不可欠な財産をいい、その種類は問わない。</li> <li>・災害とは、自然災害のほか、ガス爆発など的人為的な災害や生物の異常による災害も含む。</li> <li>・前年中の世帯の総所得金額が500万円以下の世帯主で、災害または盗難により家屋、家財など財産に損害を受け、その損害額が財産の50%以上であること。ただし、保険金や損害賠償金等の支払が受けられることにより、損害額が50%に満たない場合は認めないが、その支払がなされるまでに相当程度に期間が見込まれる場合には、認めることとする。</li> </ul>
2	世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「親族」とは、六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族をいい、事実上婚姻関係と同様の状況にあるものも配偶者と同様にして扱う。</li> <li>・前年の世帯の総所得金額が1,000万円以下の世帯のうち、世帯の総所得が8割以上減少したこととする。</li> </ul>
3	世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の廃止または休止の原因が、業績の著しい悪化などやむを得ない理由によることとする。</li> <li>・前年の世帯の総所得金額が1,000万円以下の世帯のうち、世帯の総所得が8割以上減少したこととする。ただし、事業の廃止に伴う多額の債務を弁済している場合は、この限りではない。</li> <li>・給与所得者にあつては、本人の責めによらずに離職するに至り、現に就職ができない状態が続いている場合も認めることとする。</li> </ul>
4	世帯主がその事業につき著しい損失を受	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「その事業につき」とは、その事業について生じた損失以外の理由による損失を含まない。</li> </ul>

	<p>けたこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「著しい損失」とは、通常の事務経営によっては回復に相当の期間を要すると認められる程度の損失であることとする。</li> <li>・弁明書の届出日の前年1年間の損益計算において、前々年の利益金額の1/2を超えて損害が生じていると認められることとする。</li> </ul>
5	<p>前各号に類する事由があったこと</p>	<p>「前号に類する事由」とは、以下に規定する例示のほか、納付困難に到る生活状況の変化及び原因に留意し、個々に判断するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・詐欺または横領等により財産を喪失したこと</li> <li>・交通事故の損害賠償等をしていること</li> <li>・生計を一にしない親族が病気にかかり、または負傷し、世帯主がその親族の生活を支えていること</li> </ul>

## 短期被保険者証・被保険者資格証明書交付申請書

次のとおり国民健康保険被保険者証または被保険者資格証明書の交付を申請します。

年 月 日

申請者 住所 新潟市 \_\_\_\_\_

(世帯主) 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

国保番号 \_\_\_\_\_

窓口に来た方 住所 新潟市 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

世帯主との関係 \_\_\_\_\_

○交付が必要な被保険者(必要な方、全員分の氏名等を記入ください)

・氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

性別 \_\_\_\_\_ 個人番号 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

・ 氏 名 \_\_\_\_\_ 生年 \_\_\_\_\_

月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

性別 \_\_\_\_\_ 個人番号 \_\_\_\_\_

・氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

性別 \_\_\_\_\_ 個人番号 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

・氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

性別 \_\_\_\_\_ 個人番号 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注 ① 汚損した受給者証は必ず添付してください。

② 失った受給者証を発見したときは、直ちに返還してください。

受付・交付場所	( ) 区役所 ( ) 出張所		
受付区分	電話・窓口・訪問	受付担当	
世帯主の身分確認	運転免許証・その他 ( )		
家族・代理人の身分確認	運転免許証・その他 ( )		
交付した証の種別	普通証・短期証・資格証		
一般・退職の区分	一般・退職		
交付方法	窓口・郵送		
交付年月日	平成 年 月 日		
有効期限	平成 年 月 日		
凡里欄?	証区分	名簿	処分
	短→短	資→資	
	短→普	資→短	
		資→普	
交付理由		1 完納・1/2以上納付 2 納付相談(納付誓約等) 3 転居・資格異動 4 紛失・再交付 5 不更新 6 その他 ( )	

処理欄1 (以下は記入しないでください)



# 委任状

私は、

(受任者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

を代理人と定め、医療費の一時払いが困難である旨の申出に関する

一切の権限を委任します。

年 月 日

(委任者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

電話番号 \_\_\_\_\_ ( )



## 弁 明 書

年 月 日

あて先 新潟市長

(世帯主)

氏 名

生年月日

電話番号 ( ) -

国保番号 - -

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

国民健康保険被保険者証の返還または保険給付の全部若しくは一部の支払の一時差止に係る不利益処分が予定されていることに対し、新潟市行政手続条例第13条の規定により、次のとおり弁明します。

## 国民健康保険法施行令第1条に定める「特別の事情」

- 1 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。  
(り災証明書・盗難証明書等の写し、直近3カ月間の収入がわかる書類が必要です。)
- 2 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。  
(医師の診断書等の写し、直近3カ月間の収入がわかる書類が必要です。)
- 3 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。  
(廃業届等の写し、直近3カ月間の収入がわかる書類が必要です)
- 4 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。  
(確定申告書・不渡手形の写し等著しい損害を受けたことを証明できる書類、直近3カ月間の収入がわかる書類が必要です)
- 5 前各号に類する事由のあったこと。  
(前各号に準じた証明書類、直近3カ月間の収入がわかる書類が必要です)

## &lt;弁明書記載の仕方&gt;

- (1) 国民健康保険法施行令第1条に定める「特別の事情」に該当する場合は、その項目に○をつけて、具体的内容と今後の納付計画を裏面に記載してください。
- (2) 「特別の事情」に該当項目がない場合は、具体的内容と今後の納付計画のみ裏面に記載してください。



## 原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出書

年 月 日

あて先 新潟市長

申請者 住 所  
(世帯主)

氏 名

生年月日

電話番号 ( ) -

国保番号 - -

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（以下、公費負担医療等という）の受給者について、次のとおり届け出ます。

公費負担医療等受給者氏名	
公費負担医療等受給者住所	
受給者の個人番号	
公費負担医療等の名称	
受給者番号	
受給開始年月日	
被保険者資格証明書の交付年月日	

- 注意 ①受給者証等がある方は、その写しを届出書に添付してください  
 ②世帯に複数の受給者がいる場合は、人数分の届出書が必要です  
 ③被保険者資格証明書の交付を受けていない方は、交付年月日の記入は必要ありません